

静岡県富士宮北高等学校北嶺会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は静岡県立富士宮北高等学校北嶺会と称する。

第 2 条 本会の事務局は、富士宮市北町 2 3 0 番地、静岡県富士宮北高等学校内置く。

第 3 条 本会は、会員間の友誼を篤くし、静岡県立富士宮北高等学校の発展を助成することを目的とする。

第 4 条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会報、会員名簿の発行
- (2) 講演会、談話会、その他の集会の開催
- (3) 母校の教育の振興に関する事業
- (4) その他本会の目的に適合する事業

第 2 章 会 員

第 5 条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 普通会員 静岡県立富士宮北高等学校及びその前身校を卒業した者並びに在学した者で入会を申し出て三役会で承認を得た者
- (2) 特別会員 母校の職員及び教職員であった者
- (3) 賛助会員 財団法人富士宮育英財団役員及び母校に特別の功労又は関係のある者で総会で承認された者

第 3 章 役員及び名誉顧問・特別顧問・顧問・名誉会長・相談役・事務局

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (6) 書 記 | 2 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (7) 会 計 | 2 名 |
| (3) 幹事長 | 1 名 | (8) 理 事 | 若干名 |
| (4) 副幹事長 | 若干名 | (9) 学年幹事 | 若干名 |
| (5) 常任理事 | 若干名 | (10) クラス幹事 | 若干名 |
| | | (11) 監査役 | 2 名 |

第 7 条 会長、副会長、監査役は、総会において普通会員より選出する。

第 8 条 常任理事は、学年幹事の互選により会長が委嘱する。ただし会長が必要と認めたときは、その都度三役会にはかり委嘱できるものとする。

2 幹事長、副幹事長は、常任理事の互選により会長が委嘱する。

第 9 条 構内幹事は、母校に勤務する普通会員とする。ただし、普通会員なき場合は、校内職員を選出することができる。

2 前条 1 項の規定により委嘱された常任理事のほか会長が校内幹事のうちから常任理事を委嘱することができる。

第 10 条 書記、会計は、三役会において選出し、常任理事として会長が委嘱する。

第 11 条 理事は、地域支部長をあて、学年幹事、クラス幹事は、各卒業年度ごとに選出し会長が委嘱する。

第 12 条 学年幹事、クラス幹事を改選する場合は、事前に文書をもって本会事務局に報告しなければならない。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行わなければならない。

第 13 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または他の役員の残任期間とする。

3 任期満了により退任した役員は、新たに役員が選出されるまでの間は、その職務を行わなければならない。

第 14 条 名誉顧問・特別顧問・顧問・名誉会長・相談役若干名を置く。

2 名誉顧問・特別顧問・顧問・名誉会長・相談役は三役会の推薦により会長が委嘱する。

3 特別顧問・顧問・名誉会長・相談役は、必要に応じて役員会に出席し意見を述べるができる。

第 4 章 役員の任務

第 15 条 役員の任務は、次のとおりにする。

- (1) 会長は、本会を代表し本会の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事長は、会長の命により会務を処理する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- (5) 常任理事は、重要な事項を審議し、かつ通常の会務を処理する。
- (6) 理事は、地区会員の連絡を密にし、会務の遂行を円滑にする。
- (7) 学年幹事及びクラス幹事は、各卒業年次の会員の連絡を密にし、会務の遂行を円滑にする。
- (8) 事務局は、書記、会計及び校内幹事をもって構成し本会の庶務を行う。
- (9) 監査役は、会計収支と事業の監査を行い、役員会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

第 16 条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し議長となる。

第 17 条 本会に各種委員会を置くことができる。

第 18 条 総会は、毎年 1 回、会計年次終了後に開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたときは、臨時開催することができる。

第 19 条 総会に付すべき事項は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 会務の報告 | (5) 事業報告及び収支決算の承認 |
| (2) 会長、副会長、監査役の選出 | (6) 事業計画及び収支予算の審議承認 |
| (3) 役員の委嘱及びその他人事の報告 | (7) その他必要な事項 |
| (4) 会則の変更 | |

第 20 条 役員会は、三役会及び学年幹事会とする。

第 21 条 三役会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任理事で構成する。

第 22 条 三役会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議決により委任された事項
- (2) 総会に提出する議案の作成
- (3) 総会の権限に属する事項以外の決議及び執行
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第 23 条 三役会は、前条に規定する事項を審議するもののほか、通常の会務を処理し重要事項の立案、計画及び緊急を要する会務を処理する。

ただし、次の学年幹事会にその旨を報告し、その承認を得なければならない。

第 24 条 理事会・学年幹事会は、原則として年 1 回以上開催し、重要な会務を審議する。

第 25 条 総会及び役員会は出席会員の過半数をもって決する。

第 26 条 クラス幹事会は、必要に応じ、開催することができる。

第 6 章 会 計

第 27 条 本会の会費は、終身会費（12,000 円）及びそのほかの収入をもってこれに充てる。

第 28 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

3 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において決議したものに譲渡するものとする。

第 7 章 支 部

第 29 条 会員相互の連絡と親睦をはかるため、本会に次の支部を置くことができる。

(1) 居住区による支部

(2) 職域による支部

第 30 条 支部の新設廃止は、本会事務局に報告するものとする。

第 8 章 雑 則

第 31 条 この会則施行にあたり、必要な細則及び経過措置は、三役会の決議により定める。

附 則 この会則は、昭和 22 年 9 月 19 日から施行する。

附 則 この会則は、昭和 49 年 10 月 19 日から施行する。

附 則 この会則は、昭和 55 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和 62 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則の改正は令和 6 年 5 月 25 日から施行する。